

竜王町公告第51号

下記案件について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年12月28日

竜王町長 西田



記

1 一般競争入札に付する案件の概要

- (1) 案件名称 竜王小学校仮設学童保育所賃貸借
- (2) 納入場所 竜王小学校（蒲生郡竜王町大字綾戸275番地）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年4月30日まで
- (4) 業務内容 仕様書のとおり
- (5) 予定価格 公開しない

2 入札方式

条件付一般競争入札

3 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度竜王町建設工事等入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の物品販売・役務提供等で登録されている者であること。
- (2) 有資格者名簿に登録されている本社、営業所または支店を滋賀県内に有している者であること。
- (3) 公告の日から開札（入札執行）の日までに、竜王町建設工事等指名停止基準（平成17年竜王町告示第1号）に基づく指名停止措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - オ 銀行取引停止処分がなされている者

#### 4 設計図書等に対する質問の受付

- (1) 受付期間 令和5年12月28日(木) 午前9時から令和6年1月15日(月)  
午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。  
メールアドレス：ryuoh.nyusatsu@town.ryuoh.shiga.jp  
電話番号：0748-58-3701
- (3) 質問は「質問・回答書」を用いて行うこと。
- (4) 質問の回答は、令和6年1月18日(木) 午後5時までに竜王町ホームページに掲載する。

#### 5 入札参加手続き

##### (1) 入札参加届

この入札に参加を希望する者は、竜王町ホームページに掲載している入札参加届の様式を使用し、令和6年1月18日(木) 午後5時までに未来創造課まで持参または郵送により提出すること。なお、入札参加届は期限内必着であるが、質問の回答後に辞退することも可能である。

##### (2) 提出場所

ア 宛先：竜王町未来創造課契約電算係あて

イ 住所：〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

#### 6 入札執行日および入札方法

##### (1) 入札執行日

令和6年1月25日(木)

##### (2) 入札方法

郵便入札

竜王町郵便入札要領および竜王町郵便入札の手引きを参照のこと。

##### (3) 提出期限

令和6年1月24日(水) 必着

##### (4) 提出書類

ア 入札書

イ 内訳書

##### (5) 辞退届

入札参加届を提出後に入札を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を(3)の期日までに提出すること。

(6) 入札保証金  
入札保証金は免除する。

(7) 留意事項  
入札参加届を提出したが、入札書の提出がない場合は、棄権とする。

7 落札者の決定方法

- (1) この入札は、予定価格の範囲内で最も入札価格の低い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

8 落札者決定の保留

入札の公平性・公正性が確保できないおそれがある場合は、落札者の決定を保留することがある。

9 落札者決定の取消し

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、落札者の決定を取消すことがある。

10 契約保証金

契約保証金は免除する。

11 入札結果の公表

当該業務の落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行い、竜王町ホームページおよび竜王町未来創造課窓口において入札結果の閲覧に供するものとする。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 公告または通知で指定する提出期限より後に到達した者の入札
- (2) 入札書等必要とされた書類が同封されていない者の入札
- (3) 入札参加の資格のない者がした入札
- (4) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、または2通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない者の入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した者の入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である者の入札
- (8) 談合その他不正の行為があったと認められる場合の入札

(9) その他入札に関する条件等に違反した入札

13 その他

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。したがって、入札書には消費税および地方消費税を含めない金額を記入すること。
- (2) 入札は3回までとする。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。
- (3) その他は竜王町財務規則等関係法令の規定による。

入札に関する問い合わせ先

〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

竜王町役場 未来創造課契約電算係

TEL：0748-58-3701

FAX：0748-58-1388